

第6期知多北部広域連合介護保険事業計画 《概要版》

(平成27年度～平成29年度)

知多北部広域連合の第6期介護保険事業計画を策定しました。

平成37年(2025年)を見据え、高齢者を取り巻く社会状況の変化に対応する新しい計画です。

1 計画の背景

平成25年の平均寿命と健康寿命との差、つまり、何らかの支援を受けなければ生活が難しい期間は、男性9年、女性12年あります。平成37年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、知多北部広域連合においても、高齢化率がピークとなり、超高齢社会を迎えます。このような背景を踏まえ、基本理念を「高齢者が安心して暮らすことができる地域づくり」と掲げ、地域包括ケアシステムを平成37年度までに実現させるための基礎固めの期間として、第6期介護保険事業計画を策定しました。

2 計画の目標

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、最後まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができるよう、東海市、大府市、知多市、東浦町の関係市町が連携して、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを切れ目なく提供するための「地域包括ケアシステム」実現の一翼を担うことを目的として、次の目標を掲げました。

(1) 平成37年を見据えた地域包括ケアシステムの推進

平成37年度の介護サービス・給付・保険料の水準を推計することで、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの段階的な充実を図り、中長期的な視野に立った施策の展開を推進します。地域包括ケアシステムの地域資源を再確認し、より一層推進させると共に、制度化される事業を積極的に活用し、給付からのスムーズな移行に努め、基盤整備に重点を置きます。

(2) 在宅サービス・施設サービスの方向性

高齢者が可能な限り在宅での生活を継続できるよう、在宅サービスの充実を図ります。

また、施設サービスについては、特別養護老人ホームには、より入所の必要性の高い人が入所しやすくなるよう、在宅での生活が困難な中重度の要介護高齢者を支える施設としての機能の重点化を図り、入所の判断について、透明かつ公平な運用に努めます。

(3) 介護予防サービス・生活支援サービスの整備

日常生活を送る上で支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティアやNPOなどの多様な主体による多様な介護予防サービスや生活支援サービスの充実強化を図り、また、高齢者自らが社会参加し、役割を感じ、地域の中で居場所を見出せる施策を地域主体で取り組む体制を支援します。

(4) 在宅医療・介護の連携と認知症施策の推進

医療と介護の緊密なネットワークを構築することにより、効率的、効果的で、きめ細かなサービスの提供を図ります。そのためにICT（情報通信技術）の基盤整備等を実施します。また、認知症の早期発見・早期対応や、認知症に関する知識の普及・啓発、見守りなどの生活支援の充実を推進し、認知症の人とその家族が、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指します。

(5) 高齢者の住まいの安定的な確保

住まいは、保健・医療・介護などのサービスが提供される前提であり、高齢者向けの住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保します。

3 高齢者を取り巻く現状と推計

広域連合内の高齢化率は、平成26年10月1日現在21.7%ですが、平成29年度には23.1%、平成37年度には23.4%と、高齢化が一層進むと推測されます。

また、要介護認定者数についても、毎年5%程度、増加し続けると推測されます。

(1) 人口推計（各年度10月1日現在）

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
総人口	人数	337,618人	339,040人	340,394人	341,615人	347,171人
	増加率	—	0.4%	0.8%	1.2%	2.8%
高齢者人口 (65歳以上)	人数	73,293人	75,722人	77,496人	78,928人	81,236人
	増加率	—	3.3%	5.7%	7.7%	10.8%
前期高齢者人口 (65～74歳)	人数	42,357人	43,051人	42,790人	42,372人	32,987人
	増加率	—	1.6%	1.0%	0.0%	-22.1%
後期高齢者人口 (75歳以上)	人数	30,936人	32,671人	34,706人	36,556人	48,249人
	増加率	—	5.6%	12.2%	18.2%	56.0%

(2) 認定者数の推計（各年度 10月1日現在）

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
要支援1	1,183人	1,211人	1,247人	1,274人	1,637人
要支援2	1,588人	1,669人	1,754人	1,871人	2,532人
要介護1	2,166人	2,242人	2,314人	2,397人	2,987人
要介護2	2,271人	2,474人	2,691人	2,877人	3,957人
要介護3	1,634人	1,742人	1,862人	1,977人	2,748人
要介護4	1,320人	1,359人	1,414人	1,467人	2,055人
要介護5	1,125人	1,141人	1,162人	1,191人	1,480人
計	11,287人	11,838人	12,444人	13,054人	17,396人
増加率	—	4.9%	10.3%	15.7%	54.1%

※平成26年10月1日現在の認定率は、65歳以上75歳未満4.1%、75歳以上29.7%です。

4 施設整備計画

広域連合では、計画期間中に次の施設整備を推進し、一層の施設の充実を図ります。

区分			平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設系	介護老人福祉施設	施設数		2か所	
		定員		240人	
	介護老人保健施設	施設数	1か所		
		定員	100人		
※ 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	施設数		1か所	2か所	
	定員		29人	58人	
居住系	※ 認知症対応型共同生活介護	施設数	1か所	1か所	4か所
		定員	18人	18人	72人
	特定施設入居者生活介護	施設数	3か所		
		定員	200人		
居宅系	※ 認知症対応型通所介護	施設数		2か所	
		定員		24人	
	※ 小規模多機能型居宅介護	施設数	2か所		2か所
		定員	50人		50人
※ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	施設数		1か所		

※印は、地域密着型サービス

5 サービスの利用見込量

(1) 施設・居住系サービス

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
施設サービス利用者数	2,054人	2,185人	2,298人	2,930人
介護老人福祉施設	1,045人	1,157人	1,237人	1,673人
介護老人保健施設	853人	856人	860人	998人
介護療養型医療施設	38人	25人	25人	25人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	118人	147人	176人	234人
居住系サービス利用者数	780人	811人	880人	1,062人
認知症対応型共同生活介護	310人	336人	389人	504人
特定施設入居者生活介護	420人	425人	441人	480人
地域密着型特定施設入居者生活介護	50人	50人	50人	78人

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
居住系介護予防サービス利用者数	85人	86人	88人	126人
介護予防認知症対応型共同生活介護	2人	2人	3人	4人
介護予防特定施設入居者生活介護	33人	34人	35人	44人
地域密着型特定施設入居者生活介護	50人	50人	50人	78人
合 計	2,919人	3,082人	3,266人	4,118人

(2) 居宅サービス

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
訪問介護	1,522人	1,789人	2,153人	2,959人
訪問入浴介護	146人	166人	173人	233人
訪問看護	824人	886人	957人	1,137人
訪問リハビリテーション	88人	88人	90人	108人
居宅療養管理指導	1,122人	1,203人	1,308人	1,769人
通所介護	3,379人	2,508人	3,168人	4,025人
通所リハビリテーション	719人	737人	762人	1,088人
短期入所生活介護	807人	859人	934人	1,293人
短期入所療養介護	98人	98人	98人	116人
福祉用具貸与	3,211人	3,541人	3,955人	5,757人
福祉用具購入	97人	111人	128人	177人
住宅改修	68人	80人	95人	127人

(3) 介護予防サービス

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防訪問介護	530人	558人	299人	0人
介護予防訪問入浴介護	3人	3人	3人	3人
介護予防訪問看護	124人	149人	179人	229人
介護予防訪問リハビリテーション	14人	16人	19人	25人
介護予防居宅療養管理指導	42人	44人	47人	76人
介護予防通所介護	800人	901人	509人	0人
介護予防通所リハビリテーション	182人	215人	258人	343人
介護予防短期入所生活介護	24人	29人	34人	42人
介護予防短期入所療養介護	2人	2人	3人	3人
介護予防福祉用具貸与	656人	705人	776人	1,112人
介護予防福祉用具購入	26人	28人	31人	43人
介護予防住宅改修	30人	33人	36人	58人

(4) 地域密着型サービス

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15人	17人	19人	36人
夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	155人	173人	197人	210人
小規模多機能型居宅介護	149人	185人	236人	289人
地域密着型通所介護		1,550人	1,977人	2,582人

(5) 地域密着型介護予防サービス

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成37年度
介護予防認知症対応型通所介護	6人	6人	7人	9人
介護予防小規模多機能型居宅介護	16人	18人	20人	25人
介護予防認知症対応型共同生活介護	2人	2人	3人	4人

6 地域支援事業

主な地域支援事業の計画

主な地域支援事業の計画は以下のとおりです。今後も各事業の充実に努めていきます。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 新しい総合事業	準備（単価の設定、周知等）		開始
2 高齢者相談支援センター	さらなる機能の強化・充実		
3 地域ケア会議	積極的な活用（地域共通課題解決への施策化）		
4 在宅医療と介護の連携	連携体制の構築、ICTの導入		
5 認知症施策	ケアパスの活用、地域支援推進員の配置		
6 生活支援サービスの基盤整備	研究会立上げ	コーディネーターの選出・協議体の設置	

7 介護保険料の算定

(1) 保険給付費の見込みと介護保険料

サービスの利用見込みに基づく総給付費に特定入所者サービス費等を含めた標準給付費見込額は、平成27年度から平成29年度までの3年間で、約581億円（第1期200億円、第2期290億円、第3期332億円、第4期395億円、第5期510億円）と推計されます。

これに、地域支援事業費見込額を加え、第1号被保険者負担割合22%を掛け、調整交付金差引負担額、保険料及び利用者負担の減免額を加え、介護給付費準備基金取崩額を差し引くと、第1号被保険者負担必要額は約154億円になります。これを保険料率で調整した第1号被保険者数253,554人で割ると、1人当たりの第1号被保険者の基準保険料月額、**5,073円**、年額は**60,878円**になります。

また、同様に平成37年度の1人当たりの第1号被保険者の基準保険料を試算すると月額、7,994円、年額は95,926円になります。

1. 標準給付費及び地域支援事業費

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の合計	平成37年度
標準給付費見込額 (A) 表5-2-1参照	18,126,117,000	19,084,569,000	20,899,435,000	58,110,121,000	27,879,111,000
地域支援事業費 (B) 表5-2-5参照	438,948,000	481,480,000	770,632,000	1,691,060,000	1,605,920,000
内 介護予防・日常生活支援 総合事業費 (ア)	119,816,000	128,374,000	411,064,000	659,254,000	1,192,102,000

2. 第1号被保険者負担金額

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の合計	平成37年度
総給付費 (C) = (A+B)	18,565,065,000	19,566,049,000	21,670,067,000	59,801,181,000	29,485,031,000
第1号被保険者負担割合	22%				24%
第1号被保険者負担額 (D) = C*22%(24%)	4,084,314,000	4,304,531,000	4,767,415,000	13,156,260,000	7,076,407,000

3. その他の経費等及び総費用額

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の合計	平成37年度
調整交付金相当額 (E) = A*5% H29・37は(A+ア)*5%	906,306,000	954,228,000	1,065,525,000	2,926,059,000	1,453,561,000
調整交付金見込交付割合	0.30%	0.30%	0.30%		0.30%
調整交付金見込額 (F) = A*0.3% H29・37は(A+ア)*0.3%	54,378,000	57,254,000	63,931,000	175,563,000	87,214,000
調整交付金差引負担額 (G) = (E-F)	851,928,000	896,974,000	1,001,594,000	2,750,496,000	1,366,347,000
財政安定化基金拠出金見込額 (H)				0	0
財政安定化基金償還金 (I)				0	0
介護給付費準備基金取崩額 (J)				600,000,000	0
財政安定化基金取崩による 交付額 (K)				0	0
市町村特別給付費 (L)	2,623,000	2,912,000	3,233,000	8,768,000	5,210,000
保険料収納必要額 (M) = D+G+H+ I-J-K+L				15,315,524,000	8,447,964,000
予定保険料収納率	99.22%				99.22%
総費用額 (N) = M/99.22%				15,435,924,000	8,514,376,000

4. 補正第1号被保険者数

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間の合計	平成37年度
第1号被保険者数	75,706	77,476	78,907	232,089	81,245
所得段階別加入割合 補正後被保険者数 (O)	82,707	84,642	86,205	253,554	88,760

5. 算定保険料額

保険料VI〔年額〕 (P) = N/O				60,878	95,926
保険料VI〔月額〕 (Q) = P/12月				5,073	7,994

(2) 所得段階別の保険料年額

第6期介護保険事業計画では、第5期の8段階10階層から11段階へと多段階化すると共に、第1段階に該当する者に対しては公費負担による保険料率の0.05軽減を実施し、保険料負担を被保険者の負担能力に応じた設定としています。

所得段階別の保険料年額は次のとおりです。

所得段階	対 象 者	保険料率	保険料年額	低所得者軽減	
				公費負担	本人負担
第1段階	生活保護受給者又は中国残留邦人等支援給付受給者世帯全員が市町村民税非課税者であって、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	0.5	30,400円	公費負担	3,000円
				本人負担	27,400円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.75	45,600円	/	
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者であって、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が120万円を超える人	0.75	45,600円		
第4段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の人	0.9	54,700円		
第5段階	世帯に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税者で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円を超える人	1	60,800円		
第6段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.2	73,000円		
第7段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.3	79,100円		
第8段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.5	91,300円		
第9段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.7	103,400円		
第10段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	1.8	109,500円		
第11段階	本人が市町村民税課税者で、前年の合計所得金額が600万円以上の人	1.9	115,600円		

8 減免制度

介護保険料及び利用者負担には、災害により住宅等に被害を受けた場合や、生計中心者の収入が大幅に減少した場合は、減免制度があります。また、次の要件に該当する方は、利用料が減免されます。

保険料所得段階	減免の対象となる要件	利用者負担額
第1段階	①世帯の年間合計収入が98万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり32万円加算した額)以下であること。 ②市町村民税が課税の人に扶養されていないこと。 ③預貯金が350万円(世帯員2人以上の場合は、1人当たり100万円加算した額)以下であること。 ④介護保険料を滞納していないこと。	3/4を減免
第2段階		1/2を減免
第3段階		

9 保険料の改定

第6期（平成27年度～29年度）の基準保険料月額は5,073円で、第5期（平成24年度～平成26年度）の4,934円と比べ、約2.8%増となります。

(1) 保険料が増となる理由

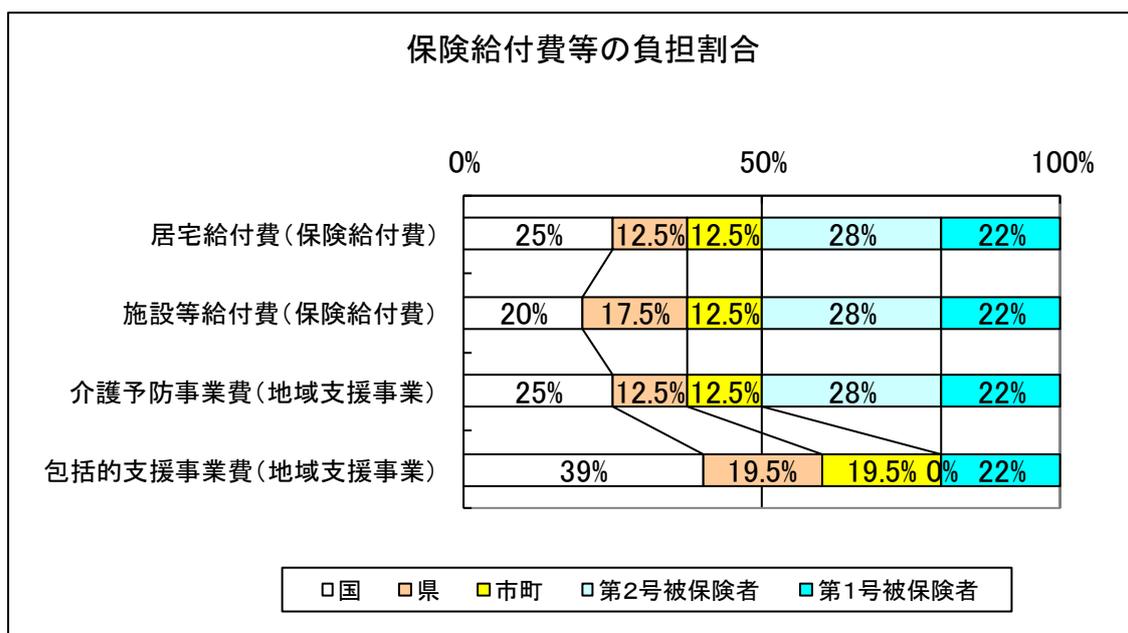
介護サービスの充実と利用者の増加により保険給付費が増大すること、保険給付費の第1号被保険者負担割合が第5期の21%から第6期は22%になったことなどが挙げられます。

(2) 保険料の抑制措置

広域連合では保険料負担を抑えるために、介護給付費準備基金を取り崩して保険給付費に充当するほか、保険料率の見直しなどの措置を講じ、保険料の急激な増加を抑制しています。また、平成27年度より介護報酬が平均2.27%引き下げられたことも影響しています。

(3) 保険料の公費負担

介護サービスに必要な費用（保険給付費等）は、下のグラフのとおり全体の50%を国、県、市町の公費で負担します（包括的支援事業は78%）。残りの50%のうち第1号被保険者で22%を負担します。介護保険料は、この第1号被保険者22%の負担分を1人当たりの月額に算定したものです。



10 事業計画推進のための方策

(1) 公正・公平な認定調査の推進

新規申請及び要支援者新規申請に対する調査は、広域連合職員が実施し、公正・公平さを確保します。

(2) 保険者機能の強化

保険者として適切なサービス運営を図るため、地域密着型サービス事業者の指定・指導監督及び実地指導・監査を関係市町と調整及び連携を取りながら実施します。

(3) 苦情、相談等への対応

住民からの苦情・相談は、例年、保険料に関するものが最も多く、次に、要介護認定に関するもの、サービス利用に関するものの順となっています。

介護保険制度においては、要介護認定結果についての苦情・相談は愛知県介護保険審査会が、介護保険サービスの利用についての苦情・相談は愛知県国民健康保険団体連合会が、それぞれ最終的な窓口となっていますが、身近な窓口である関係市町の介護保険担当、保険者としての広域連合、介護サービス計画を作成した介護支援専門員等が最初の窓口であり、苦情・相談に対して迅速かつ的確に対応する必要があります。

介護保険サービスの質の向上を図るため、各窓口での苦情・相談に対するきめ細かな対応と啓発活動を実施していきます。

(4) 関係市町、関係機関等とのネットワークの構築

地域包括ケアシステム推進のため、関係市町、高齢者相談支援センター、NPO、地域住民団体等と連携し、情報の共有、担当者会議などによる意見交換、研修等を行います。特に、在宅医療と介護の連携、認知症対策、高齢者見守り体制等の推進のため、関係機関とのネットワークの構築及び拡充を推進します。

(5) 事業計画の進行管理

介護保険事業計画推進委員会は、要介護者等の人数の推移や施設及び居宅サービスの利用状況、介護サービスの質など介護保険事業計画の達成状況を分析評価し、介護保険制度の適切な運営に向けての進行管理を行うと共に、第7期介護保険事業計画に向けて、第6期介護保険事業計画を見直し、平成29年度までに策定を行います。

また、高齢者相談支援センターの活動や地域密着型サービスの地域介護施策の充実に向けて、地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会において評価及び検討を行い、介護保険事業計画推進委員会に報告します。

